

若手医師連盟の会・各郡市区医師連盟

参議院議員選挙合同選対会議

△と き 平成16年2月10日(火) 18:30～

△ところ 福岡県メディカルセンタービル6階 研修室3

1. 開 会

2. 挨拶 福岡県医師連盟 関 原 敬次郎

3. 座長選出

4. 協議事項

1) 組織図の説明と動き <資料1>

2) 県医連の選対方針について <資料2>

3) 各医師会の選対組織の現状と立ち上げ <資料3>

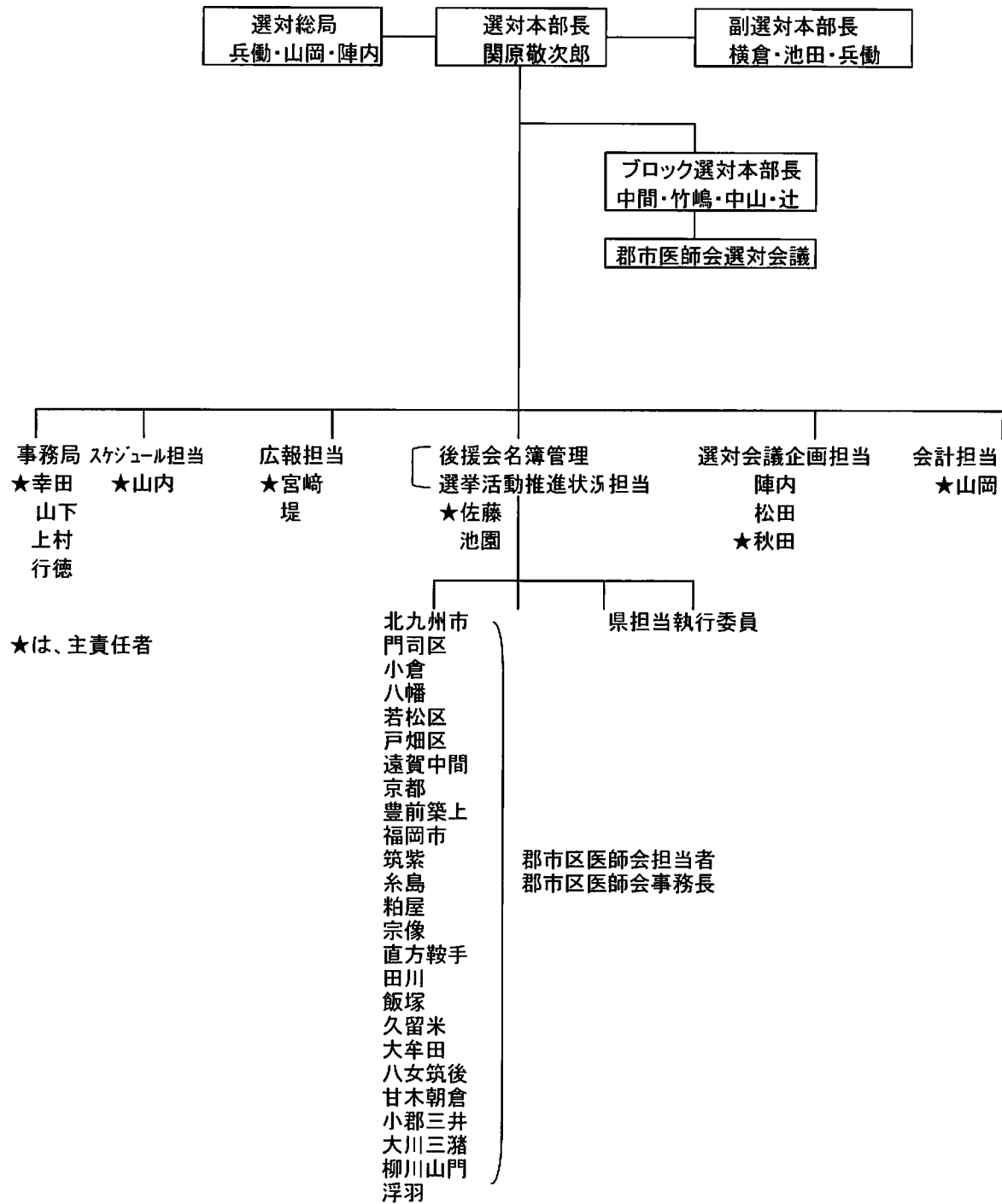
4) 県医と各郡市医連との連絡を密にする為に

5) その他

マニュアルについて→口頭指導のみ(後日選挙規程説明会予定)

5. 閉 会

福岡県医師連盟にしじま英利選対組織図



- #1、選対会議は、選対本部長、副本部長、総局、担当理事及び事務局で毎週理事会終了後に行う。
- #2、選対会議での決定事項、案については、翌週の理事会で報告する。
- #3、拡大選対会議は、随時上記の他、各ブロック選対本部長、県担当執行委員及び郡市医師会担当者等で行う。

後援会名簿について

①獲得目標 20 万票 → 後援会獲得目標 55 万票

県医 10 万

都市医師会 45 万

A 会員目標数

3 月末 %

4 月末 %

5 月末 %

一例ですが・・・

目標達成の為に

A 会員 一人あたり 50

1 ベット×2

B 会員 5

各医師会職員 20×n

②各医連で後援会名簿についてのお礼の電話→基本的に職員・奥さん

例 3 月までの回収分は、4 月末までに必ず一度電話

4 月回収分は、5 月末までに電話

5 月回収分は、6 月末までに電話

※7 月には、後援会会員全てに電話で最後のお願い

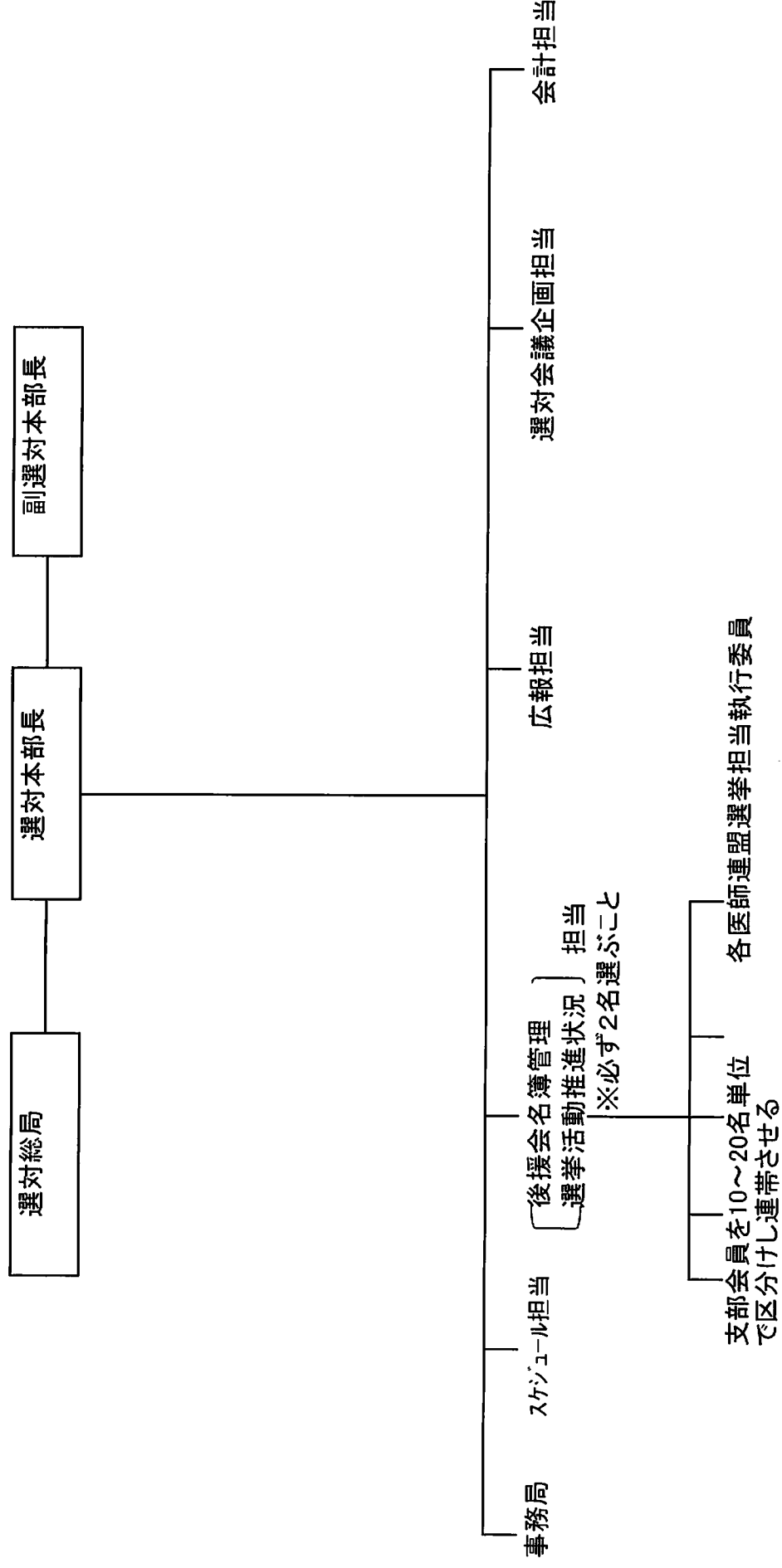
後援会名簿獲得票目標数比較表

郡市名	平成13年度「武見敬三」			平成16年「西島英利」		
	目標獲得数	獲得数	獲得%	目標獲得数	獲得数	獲得%
北九州市	27,090	31,623	116.7%	95,200		
門司区	3,000	3,228	107.6%			
小倉	10,770	12,753	118.4%			
八幡	9,390	10,892	116.0%			
戸畑区	1,800	1,894	105.2%			
若松区	2,130	2,856	134.1%			
遠賀中間	2,520	3,407	135.2%	8,800		
京都	2,550	4,193	164.4%	9,600		
豊前築上	1,320	1,436	108.8%	4,400		
福岡市	32,280	31,516	97.6%	115,200		
筑紫	5,400	5,472	101.3%	20,000		
糸島	2,070	6,067	293.1%	7,600		
粕屋	3,780	7,488	198.1%	13,200		
宗像	2,490	2,574	103.4%	9,200		
直方鞍手	2,730	2,699	98.9%	9,200		
田川	2,850	1,909	67.0%	9,200		
飯塚	4,320	6,644	153.8%	14,000		
久留米	7,350	8,010	109.0%	25,200		
大牟田	4,590	4,668	101.7%	16,000		
八女筑後	3,210	3,215	100.2%	11,200		
甘木朝倉	1,980	2,181	110.2%	6,000		
小郡三井	1,830	1,889	103.2%	6,800		
大川三潁	1,710	2,532	148.1%	5,600		
柳川山門	2,460	2,860	116.3%	8,800		
浮羽郡	1,440	1,497	104.0%	4,800		
計	113,970	131,880	115.7%	400,000		

参議院選挙・武見敬三各支部獲得状況

郡市名	獲得票数(A)	A会員数(C) (H13.6.30現在)	A会員一人当り 獲得票数	(A)÷(D)×100%		(A)÷(E)×100%	
				後援会員獲得数(D) (H13.7.24)	獲得票数との割合	有権者数(E)	獲得票数との割合
北九州市	4,370	910	4.80	31,623	13.8%	808,179	0.54%
門司区	741	101	7.34	3,228	23.0%	94,961	0.78%
小倉	1,762	361	4.88	12,753	13.8%	317,034	0.56%
八幡	1,151	317	3.63	10,892	10.6%	271,922	0.42%
戸畑区	247	58	4.26	1,894	13.0%	52,292	0.47%
若松区	469	73	6.42	2,856	16.4%	71,970	0.65%
遠賀中間	281	84	3.35	3,407	8.2%	117,838	0.24%
京都	1,572	87	18.07	4,193	37.5%	102,151	1.54%
豊前築上	880	41	21.46	1,436	61.3%	55,029	1.60%
福岡市	3,717	1,074	3.46	31,516	11.8%	1,034,431	0.36%
東区	580						
博多区	327						
中央区	733						
南区	714						
城南区	352						
早良区	676						
西区	335						
筑紫	826	180	4.59	5,472	15.1%	306,088	0.27%
糸島	204	70	2.91	6,067	3.4%	74,202	0.27%
粕屋	1,145	126	9.09	7,488	15.3%	192,954	0.59%
宗像	688	81	8.49	2,574	26.7%	116,345	0.59%
直方鞍手	281	90	3.12	2,699	10.4%	98,673	0.28%
田川	594	93	6.39	1,909	31.1%	120,287	0.49%
飯塚	1,459	144	10.13	6,644	22.0%	161,086	0.91%
久留米	1,555	248	6.27	8,010	19.4%	182,588	0.85%
大牟田	1,074	156	6.88	4,668	23.0%	125,913	0.85%
八女筑後	606	109	5.56	3,215	18.8%	113,311	0.53%
甘木朝倉	307	63	4.87	2,181	14.1%	74,331	0.41%
小郡三井	523	62	8.44	1,889	27.7%	68,264	0.77%
大川三瀬	1,041	56	18.59	2,532	41.1%	68,222	1.53%
柳川山門	474	81	5.85	2,860	16.6%	86,366	0.55%
浮羽	330	47	7.02	1,497	22.0%	44,247	0.75%
合計	21,927	3,802	5.77	131,880	16.6%	3,950,505	0.56%

医師連盟にしじま英利選対組織図



選挙運動の留意点

一、選挙運動前にできること

選挙の告示の前は次のようなことが自由に出来ます。

1. 特定の人や社会的、文化的な活動を援助する為の後援会をつくることは、どんな法律にも触れません。
2. 後援会への加入を友人、隣近所や社会の人々に勧めることは自由です。
3. 後援会や立候補しようとする人に寄付をすることは自由です。
註；但し、ご承知のとおり政治資金規正法により寄付額等の制限（個人は年間 150 万円）があります。
4. 立候補しようとする人について色々と話し合いをすることは自由です。
註；立候補しようとする人の人物や政見等について色々と話をしたり会合を開くことも自由です。またその場所で「私はあの人は非常に立派な人で是非当選させたいと思っている」というようなことをいってもよいし、さらにその対立候補予定者を批判しても差支えありません。
5. 候補予定者を推薦することは個人でも団体でも自由です。
註；「武見さんを推薦したい」とか「私は武見さんを推薦している」とかいうことは自由です。
6. 推薦した理由やその人の経歴などは、機関紙などに載せ、通常の方法で頒布することも差支えありません。候補予定者の政見や抱負を徹底させましょう。
7. 各種団体が、候補予定者の政権や自民党の政策を聞くために集会を開くことも自由です。
8. 党支持者の拡大のために、自民党への入党勧誘や、党友への加入を呼びかけたり、党の機関紙の読者になっていただくよう勧めることは自由です（これは期間中でもできます）。

二、選挙期間中（公示後）にできること

候補者が立候補の届出を済ますと、次のようなことは自由に出来ます。

1. 友人や知人などに街頭や電車の中や浴場等であつたときに、「比例代表選挙は武見さんをお願いします」、「武見さんが当選するようにぜひ応援してください」などと、投票や応援を頼むこと。
2. 自分の家や店、会社等を訪ねてきた人に投票や応援を依頼すること。
3. 電話で投票や運動を頼むこと。
注；これは誰にでもでき、何回でも差支えない。
4. 演説会の応援弁士になること。
5. 選挙と関係ない町内会、交友会、同窓会、社員会などの会合に出て、司会者の承諾を得て自分の支援する候補のために協力を頼むこと。
6. 職場の責任者の承諾を得て休憩時間中、たまたまそこに居合わせた人に自分の支持する候補者のために挨拶をすること。
7. 選挙運動用ハガキを選挙事務所からもって、友人知人の宛名を書いたり、推薦人として名前を書いて、選挙事務所より郵送して投票を頼むこと（ポストに投函してはいけない）。
8. 自分の家の中に「自民党の大勝を祈る」「武見氏を推薦する」「自民党の健闘を祈る」等を自書して掲示することは差支えない。
注；ショーウインドウ、アパートの通路、ビルの廊下など多くの人の見える場所に貼ることはできない。
9. 個人演説会、街頭演説会などの会場に友人や家族など、たくさんの人を誘って聞きに行き、自分の支持する候補者に拍手や声援を送ること。
注；演説会の妨害になるような行為は処罰されます。

三、してはならない選挙運動（公示後）とは
選挙運動は、本当は自由である方がよいのですが、いろいろの理由から制限されています。その主なものは次のとおりです。

1. 投票を頼むために各戸を訪問して歩くこと。
2. 候補者の名前を街頭でふれ歩くこと。
3. 自分の手持ちのハガキ等で友人等に投票を頼むこと。
4. 投票してもらうため署名を集めること。
5. 陣中見舞いとしてお酒などを候補者に贈ること。

尚、国家公務員、地方公務員はその地位を利用した選挙運動はできません。
又、裁判官など一部の公務員は在職中一切の運動は禁じられています。